

府内周遊旅行促進事業 FQA

令和3年11月16日

NO	カテゴリー	質問	回答
1	全般	観光施設は無料でも対象か？	対象となる。
2	全般	「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」や「GOTOトラベル」により割引を行った旅行でも利用できるか？	事業の趣旨や補助対象が異なるので、利用可能である。
3	全般	申請後、協会から第6条に基づく交付予定額が通知される前に旅行を催行してもよいか？	催行できる。
4	全般	参加予定を10人以上見込んでいたが、実際の最高は10人未満であった場合、補助金は交付されるか？	旅行商品の企画・造成時点で参加予定者が10人以上であれば、若干の減員なら交付対象となる。
5	全般	申請後、協会から第6条に基づく交付予定額が通知される前に新型コロナウイルス拡大のため、第12条に基づき事業が中止となり、催行できなかった場合、補助は交付されるのか？	中止期間の旅行のキャンセル料や現地視察に係る経費などで実際にかかった経費などを対象経費として補助金が交付される。必要に応じて、府内周遊旅行促進事業補助金（事業中止・事業内容変更）承認申請書（別記第4号様式）を協会に提出いただきたい。
6	全般	申請後、新型コロナウイルス拡大のため、第12条に基づき協会が事業を一時休止した場合、その期間中に旅行を催行してもよいのか？催行した場合、補助金は交付されるのか？	本補助金は、安心・安全な府内周遊旅行の促進を目的としており、第12条に基づき事業が一時休止となった場合には、その間、旅行の催行を中止いただきたい。一時休止期間中に旅行を催行した場合、本補助金の目的に反しているため、補助金の対象とならず、第6条第3または第10条に基づき、交付不承認または交付取消とする。 一時休止期間中に旅行の催行を中止した場合、当該旅行のキャンセル料等が補助の対象となる。
7	全般	申請後、災害や旅行者都合等の理由により、催行を取りやめた場合、補助金は交付されるのか？	第12条に基づく一時休止期間中以外の期間に、催行を取りやめた場合は、補助金の対象とはならない。必要に応じて、府内周遊旅行促進事業補助金（事業中止・事業内容変更）承認申請書（別記第4号様式）を協会に提出いただきたい。

8	全般	同一の行程の旅行商品を異なる出発日に複数回催行する場合、すべての催行が対象となるのか？	複数の催行が対象となるが、1催行あたり宿泊5万円、日帰り2万円、1事業者あたり25万円が限度。催行ごとに申請が必要。 ただし、重複している経費や現地視察に係る経費で複数回実施することが適当と認められない経費は対象とならない。
9	全般	予約開始の規定はあるか？	予約開始の規定はない。催行日が10/22日以降であればよい。
10	全般	バスの定員とは、補助席も入れた数と考えてよいか	補助席は関係なく、正シートの3/2と考えてください。
11	全般	宿泊のお客様だが、宿泊代金をお客様が手配して支払われる場合はどう	適用できません。(府内の旅行業者が造成する、貸切バスを用いた府内周遊の旅行商品が対象の為)
12	全般	申請はメール（書類添付）でも良いのか	はい。 取り急ぎ、申請時はメール添付でOKです。最終的には請求書と一緒に全てのオリジナル書類をまとめて送っていただきます。
13	ステッカー	神社・仏閣はガイドライン推進宣言事業所ステッカーを取っているところが少ないようですが、必須でしょうか？	飲食をするのでなければ、ステッカーを取得しなくても組み込んでよい。ただし日帰りなら1カ所、宿泊なら2カ所のステッカーが交付された観光施設・飲食施設を組込む必要がある。
14	ステッカー	行程に組込む観光施設、飲食施設は全てステッカーを取得していないと補助は受けられないか？	10月28日より、日帰りなら1カ所、宿泊なら2カ所のステッカーが交付された観光施設・飲食施設を組込むだけでよくなった。 ただし、飲食施設のステッカー取得は必須。
15	ステッカー	今、ステッカー登録申請中の業者に頼みたいがどうしたらよいか。	申請中の画面のコピーをメールかFAXで送って下さい。

16	申請	申請に必要な書類は何か？	<p>以下の書類を催行ごとに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内周遊旅行促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 旅行商品の名称・日程・内容がわかる書類（行程表等） ・ 募集価格がわかる書類（見積書等） ・ 内容書（別記第8号様式）→運送引受書（バス代記載のもの）があれば不要 ・ 協会が必要と認める書類
17	申請	実績報告時に必要な書類は何か？	<p>以下の書類を催行ごとに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内周遊旅行促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式） ・ 補助対象事業に係る精算書（別記第9号様式） ・ 施設利用証明書 ・ 協会が必要と認める書類 <p>実績報告後、協会から交付額決定通知書（別記第7号様式）を受領次第速やかに、補助金請求書（第10号様式）を協会あてに提出すること。</p>